

—— 社会課題を、超えていく。 ——



UR都市機構

令和8年(2026)年3月30日

独立行政法人都市再生機構

令和7年度第4回独立行政法人都市再生機構
事業評価監視委員会の開催等について

独立行政法人都市再生機構は、令和8年3月13日に令和7年度第4回事業評価監視委員会を開催しましたので、その開催概要等についてお知らせします。

【お問い合わせ先】

本社 広報室広報課 (電話) 045-650-0887

【事業評価について】

本社 経営企画部投資管理課 (電話) 045-650-0381

【事業実施基準適合検証について】

本社 事業企画室事業企画課 (電話) 045-650-0368

開催概要等

1 令和7年度第4回事業評価監視委員会の開催概要

(1) 開催日等

- ① 日 時：令和8年3月13日（金） 15:00～16:40
- ② 開催場所：独立行政法人都市再生機構 会議室（新宿アイランドタワー22階）

(2) 事業評価監視委員会委員

- ・岡 絵理子（関西大学環境都市工学部教授）
- ・楓 千里（國學院大學観光まちづくり学部教授）
- ・河島 均（元東京都技監）
- ・岸井 隆幸（日本大学名誉教授）
- ・清野 由美（ジャーナリスト・都市再生コーディネーター）
- ・菰田 正信（三井不動産株式会社代表取締役会長）
- ・澤野 正明（弁護士）
- ・深尾 精一（首都大学東京名誉教授）

（五十音順・敬称略。所属・役職は開催当時のもの）

谷口委員は欠席

(3) 議事

① 審議内容（事業評価（事業再評価））の説明

令和7年度事業再評価実施対象事業1件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案及び対応方策案決定の理由について、都市再生機構から説明した。

② 審議（事業評価（事業再評価））

事業再評価対象である村岡・深沢地区（土地区画整理事業）への委員会の意見については、令和8年度の公開を予定

③ 審議内容（事業評価（事後評価））の説明

令和7年度第1回事業評価監視委員会で抽出された事後評価実施対象事業1件について、事業目的、事業の実施環境の概要、対応方針案（今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性の有無並びにその根拠）、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等（当該事業からの知見等）について、都市再生機構から説明した。

④ 審議（事業評価（事後評価））

【別紙1】のとおり意見があった。

2 事業評価監視委員会の評価について

- (1) 今回の委員会において、計1地区の事業評価（事業再評価）を行った。事業再評価対象である村岡・深沢地区（土地区画整理事業）の対応方針については、令和8年度の公開を予定
- (2) 今回の委員会において、計1地区の事業評価（事後評価）を行った。対応方針は【別紙2】のとおり（令和8年3月25日 都市再生機構にて決定）。

3 事業評価監視委員会提出資料等の公開

令和8年4月末までに都市再生機構本社、東北震災復興支援本部、東日本賃貸住宅本部、中部支社、西日本支社及び九州支社にて閲覧に付す。

UR 都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・くらしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く”まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害対応支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>

—— 社会課題を、超えていく。 ——



UR都市機構

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



UR 都市機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

【別紙 1】

事後評価実施対象事業の対応方針案と委員会の意見

地区名	所在地	対応方針案等		左記に対する 事業評価監視 委員会の意見
<p>洋光台北地区 〔優良建築物等整備事業〕</p>	<p>神奈川県 横浜市</p>	<p>今後の事後評価の 必要性</p>	<p>有無 (いずれかに○)</p> <p>・UR賃貸住宅の供給により、居住性能・居住環境の向上及び良好な住宅市街地の整備が図られたこと。</p> <p>上記より、当事業の目的を達成し、事業の効果を発現していることが確認できるため、今後の事後評価は必要としない。</p>	<p>・対応方針案のとおり</p> <p>・今後、同種の事業においては、周辺まちづくりと一体となった計画を目指すこと。</p>
		<p>改善措置の 必要性</p>	<p>有無 (いずれかに○)</p> <p>上記と同様に、事業目的を達成できていると認められるため、改善措置は必要としない。</p>	
		<p>同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性等 (当該事業からの知見等)</p>	<p>地方公共団体及び地域関係者と緊密に連携することで、計画段階から共用部の使われ方を想定した設計・運営方針を策定できるなど、団地全体の活性化に資することが確認された。</p>	

【別紙 2】

事後評価実施対象事業の対応方針

地区名	事業手法等	対応方針	
洋光台北地区	優良建築物等 整備事業	今後の事後評価の必要性	無
		改善措置の必要性	無